

新宿区教育委員会会議録

平成17年第9回臨時会

平成17年12月20日

新宿区教育委員会

平成17年第9回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成17年12月20日(火)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時40分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美紀子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	内 藤 頼 誼	委 員	木 島 富士雄
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	鴨 川 邦 洋	教育指導課長	木下川 肇
学校運営課長	杉 原 純	教育環境整備課長	木 村 純 一
生涯学習振興課長	赤 羽 憲 子	生涯学習財団 担当 課 長	小野寺 孝 次

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教育政策課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議案

- 日程第 1 議案第 8 3 号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 議案第 8 4 号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 議案第 8 5 号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第 8 6 号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第 8 7 号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 議案第 8 8 号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 議案第 8 9 号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 議案第 9 0 号 新宿区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

報告

- 1 平成 1 7 年度施設活用検討報告書について（教育政策課長）
- 2 「確かな学力の育成への新たな取り組み」（案）について（教育指導課長）
- 3 その他

開 会

櫻井委員長 ただいまから平成17年新宿区教育委員会第9回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いいたします。

議案第83号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則
の一部を改正する規則

櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第83号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「第83号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。資料につきましては、議案概要の方と議案書、それから別添で机上配付させていただいております別表第1、改正案という給料表がございます。この3点をもとに御説明いたします。

まず、議案概要の方をごらんいただきたいと思います。

先般、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正していただきました。この改正に伴いまして、給料表が改定されております。この改定に伴いまして、特定号給表を改めるといふものでございます。現行2の25級を2の23号給ということで、施行日は18年1月1日でございます。

議案書の方の3枚目に新旧対照表が出ております。右側が現行、左側が改正案でございます。この議案と別に、1枚ぺらのA4の給料表をごらんいただきたいと思います。

まず、特定号給というのがちょっとわかりにくいかと思いますので、御説明をしたいと思います。例えば、この2級から3級に昇任等で給料表が上がる場合ですけれども、その際の昇格時の号給の格づけにつきましては、昇格前の号給の給料月額と同じ額の号給があるときはその号給ですが、同じ号給がないときは直近上位の額の号給枠、つまり一番近い額ですね、上の方の近い額の号給とし、特定号給以上、つまりこの表で言えば2級の37万5,100円、2級の23号給ということになりますが、ここから昇格して3級にいった場合には、矢印が出て

おりますが、直近上位というのは37万5,600円になります。

しかしながら、その前の2の22の方ですね、1号給低い人が昇格した場合でも同じ37万5,600円になってしまいます。こういったケースを「双子」とか言っています。同じ3つの方が重なるケースですと「三つ子」とか言っていますが、こういった場合についてはそれぞれ昇格された場合、昇格前の下の方の号給者が上位号給に追いつくという矛盾が出てまいります。それを調整するためにこの特定号給以上になりましたら、直近上位の1つ上ということで、矢印が出ておりますけれども38万4,000円、こちらの方に昇格して格づけをします。そういうものが特定号給。この37万5,100円以上については、そういう双子が出てまいりますので、これ以上については直近上位の1号給上に格づけをします、そういった意味をもつ号給ということで、特定号給というふうに言っております。その表を、今回給与改定で給料月額が全体に見直されておりますので、2の25から2の23号給に特定号給が変わったということでございます。

提案理由でございますが、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正による幼稚園教育職員の給料表の改定に伴い、特定号給表を改める必要があるためでございます。

以上です。

櫻井委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。御意見、御質問をお願いします。

こういうものは全くわからないんですけども、結局、特定号給というのは25が23になったと。23だけを言うのではないんですね。

教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 特定号給というのは、今回2の25から23号給になった、この金額で言えば2の23号給、37万5,100円が特定号給ということになります。ここだけが特定号給で、これ以上の場合には、今申し上げました直近上位の額ではなくて直近上位より1号アップした額に格づけるといような内容になりますので、特定号給そのものはここだけということです。ですから、これ以上については1号以上に格づけがなるということでございます。

櫻井委員長 そうですか、ありがとうございます。

いかがでしょうか。

こういうものにお強い方はいらっしゃいませんか。よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がないようでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第83号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改

正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第83号は原案のとおり決定いたしました。

議案第84号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に「日程第2 議案第84号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、「第84号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案の概要の方をごらんいただきたいと思います。議案書の方は3枚目になりますが、新旧対照表がついております。

この改正そのものにつきましては、今年の3月の定例教育委員会で新宿区特定事業主行動計画というものを御説明したかと思えます。もう大分昔ですので改めて簡単にふれますと、この特定事業主行動計画そのものは、次世代育成支援対策推進法というものがありますが、これの19条で各事業者、新宿区、地方公共団体も含めまして特定事業主として子育ては男女が協力して行おうとするということで、さまざまな取り組みをするということをお宿区も策定しております。

その中で、子どもの出生時における父親の休暇取得の促進、その一環の中で出産支援休暇というものがございまして。それをひとつ、日にち単位ではなくて時間単位で取れるような形で、より使いやすいような制度にするということと、もう一点は新旧対照表の29条にございまして、子の看護のための休暇というものがございまして。これそのものは子の看護のための休暇ということで、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする」ということで、これについても1年のうち、日を単位として5日以内で承認するというようになっておりますが、これを時間単位で取得することができるようにして取りやすくするというので、そういった意味で新宿区は次世代育成支援を行政として施策を展開するだけでなく、事業主として、雇用している職員の子育て支援をしていくという、その一環として今回こういった改正をしたものでございまして。

ちょっと説明が漏れましたが、新旧対照表の23条の上の方でございますが、出産支援休暇。出産支援休暇というのは、男性職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇ということで、これも2日以内で承認するということでしたが、今回は1時間、時間を単位として取得を承認することができるというふうに、使いやすく制度を変えたものでございます。

施行日は18年の1月1日ということでございまして、提案理由は出産支援休暇及び子の看護のための休暇の取得単位について、1時間を単位として承認できることとする必要があるためでございます。

以上です。

櫻井委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。御意見、御質問をお願いします。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 これは大変結構な改正だと思うんですが、念のため伺っておきたいのは、この2日以内という枠は変わらないということですね。8時間、つまり4時間ずつだったら4回取れる、それで2日以内という、そういう計算になりますか。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 今、内藤委員がおっしゃったとおりでございます。ちょっと説明が漏れておりましたが、新旧対照表の23条の3項では、1時間を単位として承認された出産支援休暇を日に換算すれば8時間ということですので、極端に取れば1時間単位で16時間取れるということで、2日というのは変わっておりません。子の看護のための休暇も5日というのは変わっておりません。ただ、時間単位で取得ができると。そういうふうに改めたということでございます。

櫻井委員長 内藤委員。

内藤委員 もう1点。子の看護のための休暇で、現行ではここに線が引っ張ってあってよくわかるんですが、「原則として」という言葉が入っていますよね。この言葉があれば随分弾力的に運用可能のように思いますが、これを外すのは特段の理由がありますか。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 この現行の29条の2の2項の「原則としては」というのは、日を単位として5日以内で承認するわけですけれども、半日、午前半休、午後半休という形でも認められるというのが「原則として」という意味でございます。

内藤委員 時間で取れるようになったから、もう問題ないと、そういうことですね。

櫻井委員長 いかがでしょうか。

なかなか、こういう文章は読み取るものがいっぱいあるんですね。難しいですね、慣れないと。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第84号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第84号は原案のとおり決定いたしました。

議案第85号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則

議案第86号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に「日程第3 議案第85号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」及び「日程第4 議案第86号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」は関係する議案ですので一括して議題とし、1件ずつ採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、「日程第3 議案第85号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」及び「日程第4 議案第86号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題といたします。

議案85号及び86号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、議案の説明に入ります前に、この85号議案から89号議案につきましては、これまで御審議いただきまして御承認いただきました指定管理者への移行に伴う条例規則の改正の一連のものの最後ということになります。今回、区立学校施設、いわゆる校庭スポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則ということで、まず85号と86号で御説明するわけですが、ここで学校施設の活用に関しては、特に指定管理者に移行することではありませんが、大久保スポーツプラザ、あるいは公園内体育施設等の屋外施設 大久保スポーツプラザはテニスでございますが、そういった屋外施設の相互利用、団体登録証を両方で使える、1カ所で申請して交付されればほかでも使えるというような相互利用の規定

がございます。当初、所管課、生涯学習振興課では、こちらの学校施設の活用に関する規則については、それほどいじらないでおこうという考え方もあったんですが、やはりきちっと整合性を保たせるためには改正した方がいいだろうということで、今回御提案いたすものでございます。

そのほか大久保スポーツプラザ、公園内体育施設の規則も改正いたしますが、これにつきましては逆にまた引用条項が公立学校施設の活用に関する規則から引用する分もございまして、そういった関連で今回規則改正をするものでございます。

それでは、「第85号議案 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」について御説明をいたします。

公園内体育施設等と申しますのは、大久保スポーツプラザのテニス場も入るわけですが、これは屋外施設における規則改正に伴いまして、整合性を図るため、校庭スポーツ開放の団体登録の規定を整備するものでございます。ポイントとしては4点ございます。議案書の3枚目に新旧対照表がございますので、それを合わせてごらんいただきながら御説明していきたいと思っております。

まず、1点目は24条の2項の方ですが、現行の規定では使用できる団体の要件については、区内に在住する者ということで、校庭の夜間照明設備を使用するときには在住・在勤というような決め方をしておりますが、これはもうすべて在住・在勤というふうに改めたところでございます。

それから2点目は、団体登録の要件、登録区分について規則で定めることとし、公園内体育施設の団体登録の規定をそのまま適用するというものでございます。これは25条の1項ということで、改正後の追加の分です。25条の1項分を全文追加しております。

3点目は団体登録の有効期間について規則で定めることとし、登録証を交付してから3年後の月の使用分までとするということで、これは現行、公立学校施設の活用に関する規則の中には規定がございません。唯一様式の中で「何々年3月まで」というような表記がございます。基本的に翌年の3月までというような表現になるわけですが、今回は、この新旧対照表の改正後の25条3項の方ですが、2行目にございますが、3年後の同日の属する月の使用分までとするということで、そういうふうに改めさせていただいております。

4点目は、公園内体育施設等のそれぞれの登録区分の登録団体及び登録証は、校庭スポーツ開放のそれぞれの登録区分の登録団体、登録証とみなすことを明確に規定することとするということで、それにつきましては25条の4項、5項で詳細に規定をしております。

こういった改正を行いまして、施行については18年1月1日ということで、1月からこの団体登録の更新作業を始めますので、準備行為ということで、施行日については18年1月1日ということになります。

議案のかがみに戻りまして、提案理由でございますが、公園内体育施設等の屋外施設における規則改正に伴い整合性を図るため、校庭スポーツ開放の団体登録等の規定を整備する必要があるためでございます。

引き続き86号議案を御説明させていただきます。

86号議案の議案名は一緒でございますが、大きく異なりますのは、この施行日が18年4月1日以降、指定管理者の管理に移行した後の規則適用になります。議案の概要と86号の後ろから3枚目の新旧対照表を合わせてごらんいただきたいと思います。

議案の概要の方には、86号議案につきましては、公園内体育施設等の屋外施設における規則改正に伴い整合性を図るため、利用申請、利用承認、利用申請の制限等の規定を整備するというところでございます。

まず1点目は、公園内体育施設等の規則改正に伴い、引用条項、引用別表を改めるものでございます。これは、新旧対照表で言えば25条の部分になりますが、ごらんのとおりそれぞれ引用条項が元の規則の改正により変わっておりますので、その分変えたということになります。

それから2点目は、予約を承認し、現行は確認書を交付して使用日に承認することをやっているんですが、これを廃止いたしまして、使用申込みにはダイレクトに使用を承認することに改めたということと、また、落選通知についても今回規則で定めるということにしたものでございます。その部分につきましては、26条、下の方でございますが、26条の2項の方ですね。そちらの方に、現行では施設の予約を承認し校庭スポーツ開放予約確認書を交付すると。その上で次のページにまいりまして、現行の方で4項の方に飛びまして、委員会は申込みがあった場合予約を承認し交付すると。5項で確認書は使用開始までに委員会に提出し、校庭スポーツ開放使用承認書の交付を受けなければならないというような形で2段階を踏んでいたんですが、それを1段階に改めたということです。

それから3点目につきましては、使用申込みの制限の事由、制限期間につきましては、公園内体育施設等の規則改正に伴い、同じ制限の事由、制限期間を定めることとするということで、以前にもあったわけですが、これについては今申し上げたように整理をいたしまして、左側の改正後の27条、使用承認の取消等の3項、次のいずれかの事由に該当するものは当該

各号に定める期間、施設の使用の申込みをすることができないということで、取消事由、要するに第1項に規定する使用の取消しを事前に申出をすることなく施設を使用しなかったときが1カ月ということで、3号、4号に関してはそれが累積して2回目、3回目になったときには2カ月、3カ月というふうにペナルティーが重くなってくるような形式で定めたところでございます。

それから4点目は、団体登録・更新申請書等の様式につきまして、公園内体育施設等の様式と同じ形式に改めたということでございます。

5点目は、この関係につきましては、区立学校施設の活用に関する規則の改正を11月4日に公布しております。この改正の部分でございますが、もう1枚めくっていただきまして、右側のページの方に11月4日の施行規則の新旧対照表が出ております。改正後は25条2項で引用条項が変わっておりますが、これに関しては、今回、先ほど御説明いたしました85号議案、それから今回の86号議案で改正を加えたもので、この11月4日の改正そのものがなくなりましたものでございます。そういうことで、今回はこの改正そのものは廃止するというようにしたものでございます。

議案書のかがみに戻っていただきまして、提案理由でございますが、公園内体育施設等の屋外施設等における規則改正に伴い、整合性を図るため、利用申請、利用承認、利用申請の制限等の規定を整備する必要があるためでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。では、「議案第85号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をお願いいたします。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 何かこれは物すごい、大変ごちゃごちゃして非常にわかりにくい議案だと思いますが、改正される規則は「新宿区立学校施設の活用に関する規則、平成7年新宿区教育委員会規則第8号」、これ1本なんでしょう。それで、この1本の規則を改正するのに、なぜ2つに分けるのかがまずわからないし、新旧対照表を見ますと、第25条、これは改正後は全く同文で、つまり全く同文の改正案が両方に出ているような、そうでもないのかな。全く同文の改正案が両方に出ていて、しかもこの第25条は現行にはなくて追加と、この議案第85号にはありますが、議案第86号の方には25条というのが、校庭スポーツ開放の団体登録等というので、現行で25条が2項、3項にわたってあるというような、ちょっとどういうふうになっ

ているのかよくわかりません。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 すみません。非常にわかりにくい改正になりまして。内藤委員がおっしゃいますように、今回は区立学校施設の活用に関する規則を改正しております。ただ、議案が2つに分かれますのは、前段省略してしまいましたが、まず85号議案につきましては、団体登録の更新作業を来年1月から入るために準備行為的にまずこの部分を改正いたしまして、その前に改正いただいているんですが86号議案については4月1日以降正式にスタートする際の規定ということで、ちょっと2段階になっておりますので、とりあえず85号議案につきましては更新作業に入れるような改正をいたしまして、86号議案では通常の指定管理の運営ができるような規則改正という二段構えでございます。それで非常にわかりにくいんですが、85号議案でまず準備行為として18年1月1日から適用するものにつきましては、85号議案の方に。

内藤委員 わかりました。つまり86号議案の現行というのは85号の改正を取り入れているんだと、既にね。

教育政策課長 はい、そういうことでございます。説明不足で申しわけありません。

内藤委員 だから、これをまず改正しておいて、それからもう1回この改正が後から追いかけていくと。なるほど。

教育政策課長 ということで、さっき17年11月4日の規則改正については、区分等には細かくやっていない改正をしております。ですから、これは自動的にこういう改正をすることによって必要なくなりますので、廃止したということでございます。

櫻井委員長 わかったんですが、わからないな。

いかがでしょうか。

内藤委員 いや、わかりました。この85号で行った改正を86号議案では既に現行の規則として取り入れているから。

櫻井委員長 先行して。

内藤委員 まず、これをやって、それからこれと。わかりました。

櫻井委員長 いかがでしょう。ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、「議案第85号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第85号は原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第86号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」について御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

何かございますか。内藤委員お願いします。

内藤委員 これはむしろ議案85号で伺うべきことだったんだけど。第25条の3項ですね、小学生野球、小学生ソフト及び小学生サッカーに係る団体登録の有効期間、これを翌年の3月までと。ほかの登録証は3年後の同日の利用分まで有効なんだけれど、この3種目は翌年の3月までと限定しているのは、これは非常に人気があるからということですか。あるいは小学生の団体の構成員が変わるという意味なんでしょうか。

生涯学習振興課長 小学生のソフト、サッカーのメンバーは学年が移り変わって行って、団体そのものの構成員が1年ごとに変わっていきますので、登録期間は1年としています。

内藤委員 はい、わかりました。

櫻井委員長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。86議案に関していかがでしょうか。

よろしいですか。

ほかにも御意見、御質問がございましたら、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第86号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第86号は原案のとおり決定いたしました。

議案第87号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に「日程第5 議案第87号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、「議案第87号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。これにつきましては、議案の3枚目に新旧対照表がございます。

これは今御説明いたしました区立学校施設の活用に関する規則の改正に伴いまして、団体登録の3施設相互利用の規定について規定を整備するという事で、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。その15条の3項のところアンダーラインの部分が変わった部分ということで、学校施設活用に関する規則の方で登録区分を含めてきちっと定義をいたしましたので、これについては従前のような表現ではなくて、「その登録区分が一般テニスであるものを交付された団体は」というふうに明確にしたものでございます。

施行日は18年の4月1日ということで、提案理由は新宿区立学校施設の活用に関する規則の改正に伴い、団体登録の3施設相互利用の規定について規定を整備する必要があるためでございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。御質問、御意見をお願いします。

内藤委員 これは前の改正と表裏一体のものだから、結構じゃないですか。

櫻井委員長 そうですね。特に問題はございませんですね。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第87号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第87号は原案のとおり決定いたしました。

議案第88号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第89号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に「日程第6 議案第88号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び「日程第7 議案第89号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は関係する議案ですので一括して議題とし、1件ずつ採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 よろしいですね。では、日程第6 議案第88号及び日程第7 議案第89号を一括して議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、第88号議案、89号議案について一括して御説明をいたします。

「第88号議案 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

これは概要にございますように新宿区立学校施設の活用に関する規則の改正に伴いまして、引用条項を改めるほか、規定を整備するというところで、議案書の3枚目に新旧対照表が出ております。これの6条の5項の部分でございます。区立学校施設の活用に関する規則第25条第2項というふうに今回修正いたしましたが、従前は25条1項でございました。これは1項を新たに追加して2項にずれておりますので、項ずれのための整理ということでございます。

それから3項の方については規定整備ということで、従前、前回の公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則改正の際に整備しなかったものについて、今回改めてさせていただいたということでございます。

88号議案の概要の方ですが、施行日につきましては18年4月1日でございます。提案理由は区立学校施設の活用に関する規則の改正に伴い、引用条項を改めるほか、規定を整備する必要があるためでございます。

続きまして第89号議案でございます。件名については同じでございます。

概要の方をごらんいただきたいと思います。

これも、区立学校施設の活用に関する規則の改正に伴いまして、団体登録の3施設相互利用の規定について規定を整備するというものと、また、登録区分ごとに項を分けていたものを1つにまとめております。それと、一般野球と一般サッカーの登録区分を加えたものでございます。施行日は18年4月1日ということで、議案書の3枚目に新旧対照表が出ております。

1点目については3施設相互利用の規定について、現行では11条の4項から6項に分かれて記載しておりますが、これを1項にまとめまして4項に一括してまとめて記載しております。それ以外については一般野球、一般サッカーの登録区分を変えたところでございます。

かがみに戻りまして提案理由でございますが、新宿区立学校施設の活用に関する規則の改正に伴い、団体登録3施設相互利用の規定について規定を整備する必要があるためでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。「議案第88号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

内藤委員 これも条文を整理したということですから、結構だと思います。

櫻井委員長 皆様もよろしいでしょうか。

それでは、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第88号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第88号は原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第89号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてはいかがでしょうか。御意見、御質問をお願いいたします。

これもよろしいですね。

内藤委員 団体登録の種目を1つにまとめたということですから。

櫻井委員長 よろしいですか。

それでは、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第89号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第89号は原案のとおり決定いたしました。

議案第90号 新宿区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に「日程第8 議案第90号 新宿区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「第90号議案 新宿区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則」について御説明をいたします。

今回につきましては議案の概要にございますように、傍聴券の交付方法、傍聴人の数及び秘密会の用語について規定を整備するものでございますが、本件につきましては、ことし終了いたしました中学校の教科書採択で傍聴数がかなりふえてきております。今後もそういう

ケースが出て、場合によっては会議室を変えるとか、そういったケースも出てこようかと思
います。そういったことに対応できるようにということと、これまで教育委員会の会議規則
では修正されておりました秘密会の用語の使い方について規定整備を行うものでござい
ます。

具体的には議案書の4枚目、新旧対照表がございまして、そちらの方で御説明してまい
ります。

まず改正後と現行とそれぞれ左と右にございまして、第2条の傍聴の手続の第2項でござ
います。「会議当日申請順に1人1枚を交付する」というふうに修正しています。これまで
は申請順に交付するというところで、特に日にちと枚数は入れておりませんでした。「会
議当日に1人1枚」というふうに明記をしたところでございまして。

それから3条では傍聴人の数について規定をしておりますが、現行では傍聴人の数につ
きましては委員長が定めるというふうになっておりまして、特に制限を設けておりませ
んが、先ほど申し上げました会議室が、例えばこの第4委員会室で収まりきらないとい
うような状況が予測される場合については、例えば大会議室とか、そういうところを
用意するような状況も出てくる可能性もあろうかと思っております。そういった際につ
いての整理ということで、改正後は「傍聴人用の席数を限度とする」ということ
です。ただ、特に要望があったり状況として入っていただく必要がある場合につ
いては、「特に必要があると認めた場合はこの限りではない」ということで、補助
いす、折りたたみいすとか立ち席も承認するケースも出てくるかと思
いますので、こういった表現を取らせていただいております。極力公開性を高めて
いくという視点で改正をするものでございまして。

第5条については文言整理でございまして。

1枚めくっていただきまして裏面の方でございまして。第8条は「秘密会」とい
うふうになっておりましたが、現行、教育委員会の会議規則にも「秘密会」とい
う言葉につきましては14年に改正を行いまして、この傍聴規則だけがこ
ういう使い方をしておりますので、「秘密会」という言葉については「非公開
の場合の退場」というような表現にさせていただいております。したがって
中身の条文につきましても、傍聴人は会議を公開しないこととする議決
があった場合は、委員長の指示に従いというふうな形式に改めさせていただ
いて、「秘密会」という言葉については、なくしております。

それからあと、傍聴券の様式、申請書につきましては、こういった形でござ
いまして。

その次のページにまいりまして、傍聴券の裏面の方に注意事項を書いて
おります。それは規則の条文の改正を受けて表現を変えております。以上
でございまして。

あとはかがみに戻っていただきまして、これについては概要にございますように施行日は公布の日からでございますが、提案理由といたしましては、傍聴券の交付方法、傍聴人の数及び秘密会の用語等につきまして規定整備する必要があるためでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をお願いします。

これは、傍聴人用の席数を限度とするのが、すごくあいまいなんです、例えば極端な話、あふれて別室でモニターを見てというような場合の席数も入るわけですか。

教育政策課長 多分、そういう形での、テレビカメラやモニターを見て傍聴するというのは、ここで言う傍聴にはならないのだろうというふうに思っております。

櫻井委員長 あくまでもこの同じ会議場にいるというか。

教育政策課長 傍聴につきましては、同じ部屋の中でということと成立すると思います。

櫻井委員長 わかりました。

いかがでしょうか。何かございませんか。よろしいですか。

内藤委員 傍聴の手続は、これまでの第2条2項だと、傍聴券は申請順に交付するというのでは確かにあいまいすぎて。結構じゃないですか、会議当日1人1枚ということにすれば。現行だと1番に来て30枚くれということもあり得るからね。整備されたことで結構じゃないですか。

櫻井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第90号 新宿区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第90号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 平成17年度施設活用検討報告書について

報告2 「確かな学力の育成への新たな取り組み」(案)について

報告3 その他

櫻井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1及び報告2について一括して説明を受け、質疑を行いたいと思います。

では、説明をお願いいたします。教育政策課長。

教育政策課長 私の方からは1番目の平成17年度施設活用検討報告書について御説明いたします。お手元に2種類の資料がございますが、最初に概要といいますが2枚ぺらの報告書についてというので、全体の今回の施設活用検討会の報告書について概要を御説明いたします。それから少し分厚い報告書本編の方で、特に教育委員会に関係のある施設について詳細に御説明をしたいと思っております。

それでは、まず2枚つづりの資料をごらんいただきたいと思います。

今回の検討会の報告書につきましては、既に第二次行財政改革計画の中で一定の方向性が出ております。その中で施設のあり方の見直しにつきましては、「適正な施設規模を目指すもの」とされ、17年度の方針を検討するもの、それから複数の部にまたがって検討を要する施設、加えて「空き施設、跡施設の有効活用を図るもの」とされ、やはり17年度中に方針を検討する必要がある施設と、これらについて新宿区施設活用検討会、特に分科会をそれぞれ対象ごとに設置いたしまして、この間6月以降検討してきたところでございます。後で御説明いたしますが、4つの分科会ができましたが、今回方針案を御説明できるのが、(2)の四谷第三小学校の施設活用検討分科会、ここでは継続検討になっておりますのでその経過だけが報告されて、それ以外の施設については一応活用の方針案が決まっておりますので、そういう形で、現在地元の特別出張所管内にできております地区協議会、それから利用者ごとの説明をそれぞれの所管部課の方からしているところでございます。

分科会及び対象の施設でございます。4つございまして、西落合ことぶき館・落合社会教育会館施設活用検討分科会、これは落合第二出張所管内にございますが、対象施設はごらんの2施設でございます。2点目は区立四谷第三小学校施設活用検討分科会でございますが、これは四谷小学校が19年4月にできまして、四谷第三、第四につきましては、統合後の跡地の活用が対象になっております。それから4つ目は高田馬場三丁目地区施設活用検討分科会。ここに施設が6つほど並んでおりますが、戸塚第三幼稚園を除いて幾つか合築施設もございます。これは合築施設、あるいは単独施設も含めて検討してきたところでございます。

検討結果でございますが、まず西落合ことぶき館・落合社会教育会館施設活用検討分科会におきましては、これはそれぞれ企画政策部、あるいは教育委員会、福祉部等、関係の課が集まって検討してきたところでございます。西落合ことぶき館、あるいは落合社会教育会館が持っている集会室機能につきましては、19年6月に開設予定になっております落合第二地域センターに機能統合する予定でございます。したがって、この2施設については20年3月末に廃止するというものとしたものでございます。

西落合ことぶき館の跡施設についてはここに書いてありますように、子育て中の親、子育てが終わった世代、高齢者など幅広い年代の区民が主体的にかかわる3世代交流を基本コンセプトとした区民活動スペースとするということで、今後設備とか事業内容、運営方法等につきましては、利用者を含めた地域の方々とワークショップを立ち上げて検討していくということになっています。このワークショップの運営に当たりましては、福祉部を中心に健康部が協力して進めていくということになっております。

それから落合社会教育会館の跡施設でございますが、ここにつきましては、この地域の保育需要に応えるため、合築で入っております中落合第一保育園の定員・機能の拡充に活用していくということになります。この新しい保育園で拡充する機能につきましては、今後教育委員会を中心に協議を進めていきます。来年1月以降を予定しておりますが、「新宿区の幼児教育のあり方検討会」での議論を反映させていくということとしております。

現行の建物につきましては、建築基準法の改正によりまして、増築を伴う改修が不可能ということの制約がございます。また、建物が相当古いということもございまして、耐震化の対応方針に基づく工事も必要でございます。それから、築36年を経過していることも勘案いたしまして、建てかえを行うということになっております。建てかえ後の保育園の運営形態につきましては、民設民営方針を含めて検討していくというふうになっております。

それから2点目の四谷第三小学校施設活用検討分科会、これは都市計画部の方、あるいは教育委員会、総務部、企画政策部が関係部として検討してきております。この中では先ほども申し上げましたとおり方針案は確定に至りませんでした。当初の第二次行財政改革計画の方針の中では、区有施設の合理的な活用、周辺地域のまちづくりへの寄与及び適切な地域貢献という観点からこの跡地を含めた周辺の国有地がございますが、そういったものを含めて市街地再開発事業を念頭に跡地活用について検討を行ったところでございますが、幾つか課題もございます。現段階では再開発をいたしまして、その後ビルを建てた中に区有施設を置くとか、そういう需要については現在のところ、区有施設についてはないということを確認しております。そこで、再開発で得られる権利床につきましては、現在の施設が教育施設であることを踏まえた上で、民間の活力を前提とした活用方針の検討を行ったというところで、現段階では結論が得られなかったというところがございます。

ただ、今後この地区内には国有地の売却が18年度中に行われることになっております。それに手を挙げていくためには、ある程度区の方針を固めた上で区と折衝していく必要もございます。それから、四谷駅前の地区まちづくり協議会が住民主体の中でできております。この

中で検討を行っていく中で、今後早い時期に一つの活用方針を決めていく必要があるということになっております。

それから四谷第四小学校の施設活用検討分科会につきましては、四谷第四小の跡地は地域の広場として活用するというので、現在区民の検討組織を立ち上げて自主的主体的に企画立案段階から参画し運営するという形で、今準備を進めているところでございます。これにつきましては、後で若干ふれたいと思います。

それから高田馬場三丁目地区施設活用検討分科会。ここの地区には高田馬場第一ことぶき館、単独施設でございますが、アとイとウとエ、カ、オを除く4つの施設が1つ合築施設になっております。その中でエの西戸山社会教育会館分館については、19年度をもって閉館といたしまして、その機能につきましては、新しい高齢者向け施設の地域集会室に集会室機能を移すということになっております。これは後で御説明をいたします。

それ以外について、高田馬場第一保育園、合築施設に入っているわけですが、これは建てかえ後、全体を高田馬場第一保育園が使うということで、運営方式についても民設民営方式で検討しております。

高田馬場第一児童館につきましては子ども館といたしまして、場所を戸塚第三幼稚園に平成22年度今休園中でございますが、そちらの方に移動させるということになっております。

小滝橋いきがい館につきましては単独施設でございますが、これは閉館といたしまして、新しい高齢者向け施設ができましたらそちらの方に集会室機能を移していくと。

高田馬場保育園と合築になっております区職員住宅については、廃止するということになっております。

それから3ページございますが、検討会における審議ということで、検討経緯、これからのスケジュールも合わせて御説明をしたいと思います。先ほど申し上げましたとおり、四谷第三小学校分科会以外については活用方針案ということで検討結果をまとめたところがございます。それを検討会で了承されております。四谷第三小学校については、先ほどのとおり引き続き検討。小滝橋いきがい館の跡施設活用につきましては、施設活用検討会で分科会の報告を受けた上で防災職員住宅として整備する方向で検討するという提案が出ております。したがって、この活用方針にそれが追加されております。

今後でございますが、この施設活用方針を当該地区、特別出張所でできております地区協議会、それから地域住民関係団体、利用者等に御説明した上で、御意見を受けつつ活用方針

をまとめ、最終的に3月下旬になろうかと思いますが、区として決定していくこととなっております。

子ども教育委員会に関連するものについては、ここに記載がございませんが、西戸山社会教育会館分館については昨日19日に利用者13団体にお声をかけまして、閉館の予定と考え方を御説明しております。その中でいろいろ御質疑をいただいておりますが、特にあそこの分館の利用者につきましては、ミシンとか編み機を使って活動されている洋裁の会があるということで、そういった備品の置く場所も含めて代替場所を探すということで、ちょっと離れますが戸山社会教育会館の利用について御提案差し上げて、一応御説明については終わっております。今後2年ちょっとございますので、その間いろいろと御意見をいただく、あるいは御相談に乗るということをしていきたいと思っております。それから12月27日には落合社会教育会館の利用者にお声かけしておりますので、27日に御説明をしていく予定でございます。

少し長くなりますが、報告書の本文の方で、関係部分だけ簡単に御説明したいと思います。
7ページをごらんいただきたいと思います。

これは、各施設活用検討分科会で出ました元の報告書、分科会の検討結果をまとめたものでございます。これは落合社会教育会館の跡施設の活用ということで、先ほど申しましたとおり、この辺の地域社会事業ということで、保育園の事情、高齢者の状況等をまとめておりますが、具体的には8ページの方で4番の活用方針案というところで、先ほど申し上げました2つの施設が持っている機能につきましては地域センターに移すということで、廃止時期についてはセンター開設と同時とはしない。19年6月に地域センターがオープンしますが、年度内につきましては並行運営、つまり落合社教もことぶき館も運営をしながら20年の3月末に閉館といえますか廃止ということになっております。

少し飛びまして、(2)の下の方ですが、落合社会教育会館の跡施設については、先ほど申しました保育需要に応じていくということで、中落合第一保育園の定員・機能の拡充に活用するという事としております。9ページの方には中落合第一保育園の想定人員等ということで表の中に書いてありますが、現行は79名、新園については36名ふやして115名で運営していくという案が出ております。

それから13ページをごらんいただきたいと思います。

四谷第三小学校の跡施設活用に関する検討については先ほどのとおりでございますが、場所につきましては左側に図面が出ておりますが、四谷駅のそばということで、場所的には非

常によろしいところでございますが、先ほど申し上げましたとおり今のところ方針案というところまではいっておりません。ただ、地区の概要、1のところに公有地ということで、先ほど国有地と申し上げましたが、財務省の用地で官舎跡地ということなんです、この2敷地を取り込んだ形で、今検討を進めている段階でございます。ただ、この国有地につきましては、18年度中に廃止・売却予定ということでございますので、おのずと検討のおしりが切られているということがございますので、今年度ピッチを上げて検討していくということになっております。

それから15ページをお開きいただきたいと思います。

四谷四小跡地については、もう既に動き始めております。ここは校地が7,000平米、建物が5,000平米ほどございます。教室も49、プールが25メートルの8コースございますが、ここにつきましては、3番目の第二次行財政改革計画における考え方ということで、四谷地区のほぼ中央に位置しているということで、地域のコミュニティづくりの中心として利用していくということで、コミュニティのモデル事業として活用することを検討するということが、行革計画における考え方でございます。

活用方針としては、第4次実計の中で二次行革の考え方も踏まえつつ、こういうふう書いております。地域に提案する素案ということで、もう地域には既に提案していておりますが、一応モデル事業の期間については19年から23年の5年間というふう考えております。24年については、事業評価をした上でまた見直していくということで、基本的には地域の広場として活用する部分については地域団体の自主管理・自主運営ということで、この余剰スペースについてはNPO等の活動拠点として区が有償で貸し出すということで、施設については無償で提供し維持管理経費を負担していくということで、区がそういうことをやっていく。

今回、素案については、ごく参考ということで、地域でゼロから検討していただくということで、区に御提案していただくということで、事業の具体化に向けてその提案内容を受けて協議していくことというふうになっております。

裏面の方にことしの9月に総務区民会で御説明した資料が出ております。ここでは、運営主体とか、いろいろ出ております。6番の(1)にございますが、四谷地区協議会の課題別プロジェクトに位置づけて、四谷地区の町会の方、あるいは地域団体の推薦公募による30名程度の方でプロジェクトを立ち上げております。この「地域会議」というふうな呼称になっておりますが、区から示した案については参考にとどめ、先ほども申し上げましたとおり

口から検討していくということで、スケジュールとしてもう既にこの地域会議プロジェクトが立ち上がっておりまして、「四谷ひろばプロジェクト」を17年10月にスタートさせるということで、もうスタートしております。今年度末に活用形態、運営方法等について方向性の提案がありまして、来年10月に事業実施案の提案を受けまして、19年4月に「四谷ひろば協議会」を結成し、19年10月にはひろば事業開始ということを予定しております。右側には「四谷ひろば」の概念図が出ております。

最後になりますが、28ページをごらんいただきたいと思います。

西戸山社会教育会館分館について検討分科会で生涯学習振興課が検討結果としてまとめたものでございます。施設の状況については、合築施設の中のワークルームが2室、ごらんとおりの面積、定員でございます。現在の施設利用の状況、第二次行財政改革計画における考え方ということで、新施設に機能統合が可能かどうかを検討するということで、先ほど申し上げました新しい高齢者向け施設に機能を移すということで、23年3月に閉館した以降の考え方といたしましては、とりあえず新しい高齢者施設が立ち上がるまで、22年6月までは西戸山社会教育会館、戸山社会教育会館、落合第一地域センターの集会室等を利用するということになっております。22年7月以降に新しい高齢者向けの施設を加えていくということになっております。

ちょっと長くなりましたが、報告を終わります。

櫻井委員長 教育指導課長、お願いします。

教育指導課長 報告2について申し上げます。

「確かな学力の育成」への新たな取り組みに対する意見聴取実施状況について御報告を申し上げます。

1番、パブリックコメントについて。実施期間、11月24日から12月15日まで実施いたしました。広報媒体については、1番目、区のホームページへの掲載。2番目、区報11月25日号。3番目、教育指導課、区政情報課、特別出張所で資料を配付いたしました。

意見件数でございますけれども、総数68件でございます。そのうち項目別内訳でございますが、としまして「確かな学力育成」への取り組みについて、その全般についての御意見が13件。2点目として年間授業日数の拡充についての御意見が54件。その内訳でございますけれども、総論についてが21件。夏休みの意義について、6件。土曜日の授業の実施の是非を問うものとして10件。その他の方策、11件、すなわち夏休み短縮以外の授業日数拡充などの方策についてふれられているものでございます。その他、6件。3点目として、区費非常

勤講師の増員について、15件。4点目、教員の授業力向上についてが12件。5番目、今回の施策の手續についてが16件。6番目、その他の意見が20件でございました。

続いて2番目としまして、小学校PTAへの説明会について、その実施状況でございますが、小P連役員会について11月15日に行いました。出席者30名でございました。次に会長、副会長の方々への御説明を12月5日に行いました。出席者72名でございました。

3点目に中学校PTAへの説明会の状況でございますが、区中学校PTA協議会理事会に対して11月7日。出席者13名でございました。(2)として、会長、副会長の皆様に対して11月30日。出席者14名でございました。

続いて、そこにパブリックコメントの意見要旨集約、そして少しめくっていただきますと小学校PTA説明会における意見集約、続いて中学校PTA説明会における意見集約としてまとめてございます。本日はもう少々お時間をいただきまして、そのうちパブリックコメントの意見の主だったものについて事務局の考え方を御説明させていただこうと存じます。

まず、「確かな学力の育成」への取り組みについて、全般的な意見をいただいているところでございますが、そのうち、「新宿区の子どもたちの学力は本当に低下しているのか、低下している事実を明らかにし、そこから議論すべきだ。あるいは日本の子どもたちの弱さが「考える力」であったことを知った上で、今回の教育委員会の教室での勉強量をふやすという方針を読むと、クエスチョン、はてなをつけざるを得ない。」このような御意見に対しては、教育委員会の考え方としまして、新宿区の子どもたちの学力が低下しているかどうかについて、単純に比較することができないものであり、一概に言及することは難しいと考えています。一方、国際的な調査や国の調査等からペーパーテスト等で測れる知識の量も、具体的な課題に対してみずから考え、判断し、自分から解決する力や学習に対する意欲など、「確かな学力」を育成することが指摘されています。このような背景を踏まえ、新宿区の子どもたちにも、自分から進んで考える力や判断する力、学習に対する意欲など、「確かな学力」を着実に育成していかなければならないと考えます。そこで、授業日をふやすことも含めた総合的な施策を展開する必要があると判断し、今回の取り組みとなっています。

次に、年間授業日数の拡充について、総論の御意見をいただいておりますが、そのうち、「夏休みを5日間減らしただけで子どもたちの学力が向上するとは思われない。あるいは、求められているのは余暇時間の縮減などではなく、いかに質としての学校機能が再生するかどうかであろう。夏休みを減らしても学力など向上しない。」という御意見につきましては、このように考えてございます。「確かな学力」の向上のためには、ふえた授業時間数を有効に活

用するだけでなく、学校の創意工夫のもと年間を見通した授業の計画を立案することが必要です。これまでの計画を見直し、カリキュラムを再編成することにより学校の課題を明確化し「確かな学力」を育成するため、年間を通して教育活動の充実を図ってまいります。

次に、年間授業日数の拡充について、夏休みの意義についての御質問がございます。そのうちの代表的なものとして、「保護者としても夏休みの間は子どもは家庭に帰属し、家庭で過ごすと理解しているので、それが1週間も減らされることは納得できません。8月31日までの夏休みは子どもを家庭に任せてほしい。」こうした御意見については、このように考えます。夏期休業日は、子どもたちが家族と共に過ごす大切な期間です。これまでより2学期が早く始まることで、夏期休業中の家庭学習の成果と課題の把握と2学期の学習目標の設定、読書感想文の指導の充実、問題行動の早期発見や教育相談活動の充実等を可能とするものです。特に「確かな学力」を育成するためには、これまでの夏期休業における学校と家庭との連携や、地域と子どもの関係をさらに深めていく取り組みが必要と考えます。

続いて、同じく年間授業日数の拡充について、土曜日の授業の実施についても御意見をいただいておりますが、その御意見の代表例として、「毎週ではなくても土曜日に授業を行った方が、よほど合理的だと思います。」これについては、土曜日は学校教育法施行規則により公立学校の休業日と定められているため、休業日である土曜日を授業日とすることはできません。そこで今回の取り組みとして、年間の教育活動全体を見直すことを踏まえ、年間授業日数をふやす方策として夏期休業日の短縮を提案いたしました。土曜日については、既にそれぞれの学校で希望する児童・生徒に対して補習を行うなど工夫していますが、そのような学校の主体的な取り組みに対しては、教育委員会として今後も一層の支援をしてまいります。また、体験的な活動を中心とした土曜日の子どもの居場所事業を、より充実させてまいります。

続いて、その他の方策としてこのような意見がございますが、「なぜ授業数確保の工夫として取り上げられている「2学期制」の工夫を考慮しないのでしょうか。」教育委員会の考え方としまして、授業時間数の確保の工夫としまして、2学期制の導入も既に実施している区市町村の状況や、現段階での2学期制の長所、短所から考察した結果、夏期休業日の短縮を実施する方が効果的と考えました。

続いて、塾関係のことでこのような御意見がございますが、「塾などに通っている子どもにとっても、この時期は必ず夏の講習が予定されており、これも夏休みに対する社会通念の一致した変革がない限り塾側は変わらないため、新宿区の子どもだけが一方的に不利益を被

り、甚だ不公平な状態となることになる。」これについては、塾の夏期講習会や社会教育、地域の活動の参加等については、関係機関に夏期休業日短縮の趣旨の理解と協力を求めてまいります。特に、部活動については、大会や他区との関係も十分考慮していく必要があります。

次に、区費非常勤講師の増員についての御意見でございますが、「どのような人材を非常勤講師として採用し、どのくらいの勤務時間で派遣するのか、既に計画があれば明示して下さい。」これについては、非常勤講師の資格は、教員免許の取得者、または取得予定者です。勤務については、基本的に学校の実態とニーズに応じて、週30時間、最大週5日程度勤務できるように条件整備してまいります。これにより、これまで教員が分担していた学校運営上の役割の一部を担うこともできます。また、区教育委員会としては、採用後も一定の研修を義務づけ、資質能力の向上を図ってまいります。

同じく教員の授業力向上についてでございますが、このような御意見が。「学校経営の支援や、教員の指導を行う専門の職員を派遣するとありますが、それは今のままの組織でも対応できるのではないのでしょうか。」これについては、これまでも各学校は校内研修会を通して、子どもの学習の習熟に応じた指導等、授業力の向上にかかわる研修に努めてきました。しかし、「確かな学力」を育成するためには、御意見にもあるように、教員の授業力のさらなる向上を図る必要があります。区としても授業力を高めるための具体的な方法や育成方法について、「教え上手な先生あり方検討会」で検討しています。この検討会の検討結果を参考に、各学校が校内研究や日ごろの授業研究等を通して、教員の授業力を高めていくことを支援してまいります。また、校長の要請に基づき、より授業力の向上を必要とする教員に対して、指導主事及び校長職経験者を中心として組織的、継続的、具体的に指導、助言、相談をし、該当教員の授業力が高まるよう学校を支援していきます。この指導、助言は、必ずしも一律に教員全員に対して行うものではありません。

次に、手続についていろいろと御意見をいただいておりますが、その主な御意見として、「ホームページや区報（11月25日付）にて、あたかも大方の保護者が賛成しているかのごとくに読者が読み取る表現を用いて本案を発表することは、区民に真実を伝えていないばかりか、だまそうという意図すら感じられます。」こうした御意見について、今回のパブリックコメントは、「確かな学力の育成」に向けての新たな取り組みについて教育委員会が考えている案を事前に公表し、これに対して意見を伺って考慮し、検討するために実施したものです。教育委員会としては、区が掲げる教育目標を達成するためには、学校教育の現状を踏ま

えると、案として示した3つの取り組みが不可欠なものであると考え、計画したものです。

主なものに限らせていただきましたが、御参考までに御説明をさせていただきました。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

それでは、報告1からいきたいと思います。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。報告1、平成17年度施設活用検討会報告書についてです。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 高田馬場三丁目地区の施設は閉館がかなりあるんですが、ちょっとその後の活用方針というのが読み取れなかったんですが。順に言いますと、高田馬場第一児童館、これは子ども館とするけれども場所を戸塚第三幼稚園に移しますね。だから、現在の建物は児童館としての機能はなくなる。続く社会教育会館分館、これも新しい高齢者向け施設に機能を持っていきますね。小滝橋いきがい館も同じく。そうすると、この3館はどういう、つまり跡地になるんですか。それとも現在のいきがい館としては閉館するけれども、その後の施設を何かに活用するんでしょうか。その辺がちょっと。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 ちょっと概要版の方だけでは見にくいんですが、本編の報告書の4ページをお開きいただきたいんですが、三丁目地区の施設活用の方針、イメージ図でございますが、これの方がわかりやすくなっております。

今御指摘の合築施設、高田馬場第一保育園を含めた4施設につきましては、この合築施設自体が20年度に解体、建てかえに入ります。それで22年度に高田馬場第一保育園としてスタートするということになっています。

今、委員からもお話がありましたように、高田馬場第一児童館につきましては、一たん、ここにはございませんがことぶき館の一部を間借りして、20年、21年はこちらの方に入りますして、22年度に戸塚第三幼稚園の方を使って子ども館としてスタートします。

それから、社教分館につきましては、19年度に廃止ということになります。点線がございますように、廃館した後は新しい高齢者向け施設、これは22年の6月以降になりますけれども、7月以降でしょうか、そちらの方に機能を移すと。

職員住宅については20年3月で廃止ということですから、合築施設を建てかえて高田馬場第一保育園ということで、22年度にオープンすることになっています。高田馬場第一保育園は20年度の解体以降は、2年間、20年、21年、単独施設として戸塚第三幼稚園、休園中のこ

こちらの方に仮施設として2年間間借りをいたしましてオープンした後、現在の場所に建てかわった高田馬場第一保育園に移行するといいますが、引越しをすると。そのようなイメージでございます。

それから上の方もついでに申し上げますと、ことぶき館につきましては単独施設でございます。これについては19年度に解体し一部改築した上で、先ほどの高田馬場第一児童館が20年、21年中を使いまして、将来的には22年度以降には、22年7月ぐらいになると思いますが、新しい高齢者向け施設として、またスタートすると。

一番下の小滝橋いきがい館については、20年6月で廃館ということで、その後につきましては、防災職員住宅として整備することを今後検討していくというような流れになっております。

内藤委員 わかりました。

櫻井委員長 ほかにいかがですか。

これは、反対が強かったのはどこでしたか。ことぶき館ですか。すみません、西落合ことぶき館ですか。

教育政策課長 この話がありましたときにいろいろ議論をいただいたのが西落合ことぶき館ということで、もちろん落合社会教育会館も大分お話は出ましたが、特にことぶき館の方が御意見が非常に多かったというふうに聞いております。

櫻井委員長 その反対の方々は納得なさったんでしょうか。

教育政策課長 基本的には、御了解いただいていると思いますが、今後、先ほど申し上げました3世代で使っていく施設を検討するときには、またいろいろ御意見をいただくということになっていきますが、基本的には「ことぶき館」という名称はもう使わないで、新たな3世代の交流施設という形でスタートいたしますので、前向きな御意見等をいただきたいとふうに考えております。

櫻井委員長 この西戸山社会教育会館分館は、ミシンの置くところがないとか、そういうのはよくわかるんですが、反対なさった主な理由というのは何でしたか。

生涯学習財団担当課長。

生涯学習財団担当課長 昨日、利用者団体に説明をしたところでございますけれども、後の活動の場というところについては大分気になさっていましたが、ここで廃館をすること自体について反対というふうな形での声は聞かれませんでした。

櫻井委員長 そうですか。ありがとうございました。

ほかに、何かございませんか。いかがですか。

では、報告2に移ってもよろしいでしょうか。よろしければ、報告2についてはいかがでしょうか。

内藤委員 これは、この後協議会でやるんじゃないですか。協議会のテーマじゃないですか、これは。

協議会で。これは同じテーマだよね。

櫻井委員長 重複するかもわからないですが。では、主にパブリックコメントに関してはいかがですか。

この68件が区民の総意とは思いませんけれども、相対的に余り賛成というより批判的なものが多いような気がいたしますが、それに関してはどういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

教育指導課長。

教育指導課長 今回は、新宿区の子どもたちに「確かな学力」をという点で、3つの柱で施策を考えてございます。そのうち、まず区費講師の拡充については、ほとんど反対意見はございませんし、専門の職をもって学校を支援するサポートチームについてもほとんどそれについての反対意見はありません。夏期休業についての短縮がいかがなものかという御意見をいただくものが多いのですが、それもつぶさに見てまいりますと、いわゆる代替案として土曜日とかほかのところで授業時間数が確保できないかというような御意見も多数いただいております。ということは、これは私どもの説明不足も反省しなければいけないと存じますけれども、先ほども御説明させていただきましたが、どうしても法律の関係でそれは不可能でありますので、そうしたことをきちっと説明していくことで御理解いただけたらと思いますし、それは一見反対意見のようではありますけれども、そうした事情が十分に御理解いただければ、また御意見の持ちようも変わってくるのではないかというふうに思っております。

それから、この夏期休業のことについて、いわゆる手続論としてもっと説明をしてほしかったであるとか、あるいは時期的なところでちょっとやぶから棒ではないかというような印象をお持ちの方もいらっしゃいますので、それはやはり説明の手順ということについて、事務局としても謙虚な気持ちで襟を正していかなければならないと思っております。なお、この夏期休業を短縮することで、たかが5日間ということではなくて、年間の教育課程のカリキュラムそのものを考えるきっかけにしていこうということや、この5日間そのものも子どもたちの課題や実態に応じて習熟度別学習であるとか、現在も学校が努力している補習授業

であるとか、そういう形できめの細かい個別学習を行っていきたいのだという、この提案について、教育論として否定されたり反対されているものはほとんどなくて、どちらかと言えば先ほど申しましたように、手続的なことについていかなものかというような御批判がありますので、その御批判は甘んじて受けとめるとともに、十分な御理解をいただくように、さらに十分説明をしていかなければいけないというふうに思っているところでございます。櫻井委員長 ただ、その十分に説明なさるには時間が足りませんか。

教育指導課長。

教育指導課長 何といっても、新宿の子どもたちに「確かな学力」をつけて、生きる力をはぐくみたいという思いで行っているわけですので、例えば、これをあと1年間検討期間を設けて、19年度の4月から行うのだということは、言葉を変えれば問題を先送りになることになります。その間にも子どもたちはどんどん成長していきますし、その中には課題を多く抱えていて学校の先生たちの深い愛情や教育施策の救いを求めている、そういう状況もありますので、ぜひ御理解を賜って、18年度4月から実施できるように臨ませていただきたいと考えているところが、事務局の考えでございます。

櫻井委員長 わかりました。

いかがでしょうか。

これ、聞かせてください。給食に関して。お金がふえるのか、あるいは献立を質素にして5日分、要するに増額するのかというような御質問。これはどうなんですか、答えは。

教育指導課長。

教育指導課長 ただいま、その件については検討中でございますが、給食費そのものは、いわゆる8月なども徴収させていただいているんですよね、一般的には。それはなぜかということ、年間の総給食日数を保護者の方から、ほかに副教材費とか遠足とかいろんな諸経費とともに給食費も、いわゆる私費会計として集金させていただきますので、その引き落とし回数で例えば年間を10カ月で割るか、11カ月で割るかというような中で、引き落としの日が8月も入っておりますので、そういう形で考えていきますと5日間実質的にはふえます。だからといって、給食の総数の食費を落とさないために質素なものにするかということは、これはやはり子どもの健康管理の上では考えにくいわけですので、5日分の日数分ふえた分をどのように徴収させていただくか、あるいは全く、5日ふえるということであっても最初の日が始業式ということであれば、給食を要する日になるかどうかということは、もう少し検討しなければならぬと思いますが、いずれにしる保護者の方に対しては、少しでも負担はかか

らないような形で研究していくことが必要というふうに思っております。

櫻井委員長 ありがとうございます。

何かございませんか。よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で、報告3、その他となっておりますが、何かございますでしょうか。

教育政策課長 ございません。

櫻井委員長 ないということですので、それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

櫻井委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時40分閉会